

犯罪の被害にあわれた方への支援

かながわ犯罪被害者 サポートステーションの ご案内

犯罪の被害にあわれてお困りの方は
ひとりで悩まずに、まずはお電話ください

かながわ犯罪被害者サポートステーション

☎045 (311) 4727

月～土 9:00～17:00 ※日曜日、祝日、年末年始を除く

- 相談・支援は無料です。(一部の支援は回数などの制限があります。)
- NPO法人神奈川被害者支援センターの相談員が対応します。
- 秘密は厳守します。
- 殺人、傷害、強盗、性犯罪など、さまざまな犯罪被害を受けられた方やその家族の方々からの相談をお受けしております。

どうして「かながわ犯罪被害者サポートステーション」ができたのですか？

殺人、傷害、強盗、性犯罪などの犯罪被害にあうと、さまざまな問題や困難が一度に起こり、どう対処したらよいかわからなくなります。

心身の不調

- 感情や感覚のマヒ
- 恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち
- 事件に関することが頭の中によみがえる
- 不眠、食欲不振、頭痛、めまい、神経過敏

日常生活上の困難

- 外出できず、家にひきこもりがちになる
- 家事や仕事が手につかなくなる
- 自宅や近所で被害にあった場合、転居を余儀なくされる
- 家庭内のいさかい(家族の支え合いの崩壊)

経済的な困難

- 医療費や弁護士費用等の多額の出費
- 休職、失業による収入の途絶

周囲の人の言動による傷つき

- 周囲の人からの興味本位な質問
- 心情にそわない安易な励ましや慰め
- 相談機関・団体等での事務的な対応、説明不足
- 配慮に欠けるマスコミの取材、報道

捜査・裁判にともなうさまざまな負担

- 全てが初めてのことで心細い
- 同じことを何度も話さなくてはならない
- 法律の専門用語がわからない

※犯罪被害の種類や被害者の方の年齢・生活状況等により、生じる問題はさまざまです。



これらの問題をひとりですべて解決することはできません。

ひとりで悩まずに「かながわ犯罪被害者サポートステーション」にご相談ください。

かながわ犯罪被害者サポートステーションの仕組み

かながわ犯罪被害者
サポートステーションは
どこが運営しているのですか？

か ながわ犯罪被害者サポートステーション」は神奈川県犯罪被害者等支援条例(平成21年4月1日施行)に基づき開設された施設です。

犯罪等の被害にあわれた方やその家族の方々からのさまざまなご相談に応じ、必要とする情報や支援を総合的に提供するため、「県」「県警察」「NPO法人神奈川被害者支援センター」が一体となって、運営しています。

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」では どのような支援をしていますか？

か ながわ犯罪被害者サポートステーションでは、被害者やその家族の方々からのご相談を受け、相談者のニーズに応じて、必要な助言や情報提供、他の支援関係機関の紹介や支援関係機関との連絡調整を行うほか、次のような各種支援を提供しています。

原則として、殺人、傷害、強盗、性犯罪等により、心身に被害を受けられた方やその家族を支援の対象としています。

*支援ごとに条件がありますので、まず、サポートステーションにご相談ください。

法律相談

犯罪被害者等支援に精通した横浜弁護士会所属の弁護士による法律相談を実施します。

2回まで無料

カウンセリング

犯罪により受けた精神的被害の回復のため、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。

回数に制限があります

検察庁、裁判所等 への付添い

ご希望に応じて、検察庁や刑事裁判等へ、NPO 法人神奈川被害者支援センターの支援員が付き添います。

生活資金貸付

殺人事件等のご遺族や、犯罪の被害にあつて傷病を負った方やそのご家族を対象に、医療費など不測の経費についての貸付を行います。貸付限度額は、被害の程度によって異なります。

① 殺人事件等のご遺族または故意の犯罪により療養期間1か月以上かつ入院3日以上（精神疾患の場合は療養期間1か月以上かつ3日以上の就労不能）の重傷病を負った方やその家族（犯罪被害給付制度*の対象となる被害の場合）

限度額 100万円

② ①ほどの重傷病ではないが、故意の犯罪により傷病を負った方やその家族

限度額 30万円

一時的な住居の 提供等

被害直後の緊急避難場所としてホテル等の宿泊の支援を行います。

また、自宅で被害にあつたこと等により、それまでの住居に住み続けることが困難となった方を対象に、県営住宅の一時使用（原則として3か月）による支援、民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。

*犯罪被害給付制度：殺人などの故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病または障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給するもの。



県(安全防災局くらし安全交通課)：

法律相談、生活資金の貸付、一時的な住居の提供等の支援を実施。

県警察(警務部警務課被害者支援室)：

被害者等への情報提供、相談専門員によるカウンセリング等の支援、犯罪被害者等給付金手続等を実施。

民間支援団体(NPO 法人神奈川被害者支援センター)：

電話相談、カウンセリング、検察庁・裁判所への付添い等を実施。

※犯罪や事故・災害に巻き込まれた被害者やその家族・遺族の方々の「心のケア」等のサポートをするボランティア組織として平成13年5月に設立。

皆さんも、犯罪被害者等を支える地域社会に向けて、 できることから取り組んでみませんか？

神奈川県では神奈川県犯罪被害者等支援条例に基づき、
犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成をめざして、
かながわ犯罪被害者サポートステーションによる支援のほか、さまざまな犯罪被害者等支援の取組を進めています。
さまざまな困難に直面している犯罪被害者やそのご家族への支援には、「県」、「県民、事業者や民間の団体」、
「市町村」などが相互に連携・協力して取り組むことが必要です。

ボランティアの募集

犯罪被害者等を支えるボランティアを
募集しています。

- 犯罪被害者等支援への理解促進を目的とする講演会や
キャンペーンなどを開催する際にお手伝いいただくボラン
ティア(イベント開催等に合わせた不定期の活動になります。)

資格 16歳以上で意欲のある方

- 犯罪の被害にあわれた方やその家族の方々からの電話相
談への対応や事件に関連して検察庁や裁判所等に行く際
の付添いなどを行っていただくボランティア

資格 25歳以上で犯罪被害者等支援ボランティア養成講座(毎年、初・中級講座を1回、上級講座を1回開講)を修了し、かながわ犯罪被害者サポートステーションの審査等を経て適性があると認められた方

理解促進出前講座

犯罪被害者等への理解を深めていただくため、
県職員等による出前講座を実施しています。

- 犯罪被害者等がさまざまな困難に直面し、周囲の人たちの
心無い言動に傷つけられることが多いことなど被害者等の
置かれている状況や、支援の必要性などについての理解
を深めていただくための機会を設けてくださる団体等を募
集しています。
- 学校の授業や地域の団体、事業者団体などの会合、研修
会の場で犯罪被害者等への理解をテーマとして設定して
いただき、県職員等が皆様のもとへ出向いてお話しします。
- 費用は無料、時間等をご相談の上決定します。(DVDの貸
出なども可能)

被害者やその家族に接するときは

励ましたつもりがかえって傷つけてしまったり、
顔を合わせるのが気まずくてつい避けてしまったりなど、
それまでの良好な関係が崩れてしまうことがあります。
気負わず、今までどおりに、自然に接してください。
そして…

- 被害者等の気持ちや話に耳を傾ける
- 安易な約束や励ましをしない
- 自分の価値観や倫理観を押し付けない

などの心くばりが必要です。

周囲の人の支えは犯罪被害者等にとって大きな力となります。

このリーフレットの記載内容についてのお問い合わせは、

神奈川県 安全防災局 安全防災部 暮らし安全交通課 犯罪被害者支援グループ

〒231-8588 横浜市中区日本大通1 ☎045(210)3571 FAX 045(210)8953

HP <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4181/>